

○横浜市結核児童療育給付事務取扱規則

(療育の給付申請)

第3条 省令第10条第1項の規定により療育の給付の申請をしようとする者は、療育給付申請書(第1号様式)に、指定療育機関の医師が発行する療育意見書(第2号様式)、世帯調書(第3号様式)及び課税証明書を添付し、市長に提出しなければならない。

(平14規則45・一部改正)

(費用の徴収)

第9条 市長は、法第56条第2項の規定に基づき、法第20条第1項の規定による措置に要する費用を当該措置を受けた者又はその扶養義務者から徴収する。

2 前項の規定により徴収する費用の額は、別表に定める額とする。

(昭62規則29・全改、平18規則133・一部改正)

徴収基準額表

階層区分	児童の属する世帯の階層(細)区分		徴収基準月額	加算基準月額
A階層	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む。)		円 0	円 0
B階層	A階層を除き、当該年度分(4月1日から6月30日までの間に療育の給付を受けた場合は、前年度分。この表において同じ。)の市町村民税非課税世帯		0	0
C階層	A階層及びB階層を除き、前年分(1月1日から6月30日までの間に療育の給付を受けた場合は、前々年分。この表において	当該年度分の市町村民税のうち均等割のみ課税世帯	C1階層 4,500	450
		当該年度分の市町村民税所得割課税世帯	C2階層 5,800	580

	同じ。)の 所得税非課 税世帯				
D階層	A階層及び	2,400円以下	D ₁ 階層	6,900	690
	B階層を除	2,401円以上4,800円以下	D ₂ 階層	7,600	760
	き、前年分	4,801円以上8,400円以下	D ₃ 階層	8,500	850
	の所得税課	8,401円以上12,000円以下	D ₄ 階層	9,400	940
	税世帯であ	12,001円以上16,200円以下	D ₅ 階層	11,000	1,100
	って、その	16,201円以上21,000円以下	D ₆ 階層	12,500	1,250
	税額の年額	21,001円以上46,200円以下	D ₇ 階層	16,200	1,620
	区分が次の	46,201円以上60,000円以下	D ₈ 階層	18,700	1,870
	額であるも	60,001円以上78,000円以下	D ₉ 階層	23,100	2,310
	の	78,001円以上100,500円以下	D ₁₀ 階層	27,500	2,750
		100,501円以上190,000円以下	D ₁₁ 階層	35,700	3,570
		190,001円以上299,500円以下	D ₁₂ 階層	44,000	4,400
		299,501円以上831,900円以下	D ₁₃ 階層	52,300	5,230
		831,901円以上1,467,000円以下	D ₁₄ 階層	80,700	8,070
		1,467,001円以上1,632,000円以下	D ₁₅ 階層	85,000	8,500
		1,632,001円以上2,302,900円以下	D ₁₆ 階層	102,900	10,290
		2,302,901円以上3,117,000円以下	D ₁₇ 階層	122,500	12,250
		3,117,001円以上4,173,000円以下	D ₁₈ 階層	143,800	14,380
		4,173,001円以上	D ₁₉ 階層	全額	左の徴収基準 月額1割。た だし、当該額 が17,120円に 満たない場合

					は、17,120円とする。
備考	1	徴収基準月額欄の「全額」とは、当該児童の措置に要した費用から社会保険各法の規定により保険者が負担すべき費用（高額療養費の支給を除く。）を差し引いた額の月額をいう。			
	2	C階層又はD階層に属する同一世帯から同時に2人以上の児童が措置を受けた場合は、当該措置に要した入院日数が最も長期となる児童（当該入院日数が同数である場合は、いずれか1人の児童）以外の児童の徴収額については、加算基準月額により算定する。			
	3	その月の入院日数が1箇月未満のものに係る徴収額については、徴収基準月額又は加算基準月額の日割計算により算定するものとする。			
	4	本表の規定にかかわらず、当該措置を受けた者の扶養義務者から徴収する徴収額は、当該措置に要した費用から社会保険各法の規定により保険者が負担すべき費用（高額療養費の支給を含む。）を差し引いた額を超えてはならない。			

第3号様式(第3条)

世 帯 調 査

申請者氏名 (父又は母)					本人氏名 (お子さん)		
児童 の 属 す る 世 帯 構 成	世帯構成員名	続柄	性別	生年月日	職 業 (勤務先)	階層 区分	所 得 税 額 (年税額) 円
成 世 帯 外 扶 養 義 務 者 備 考	氏 名						
	住 所						
	氏 名						
	住 所						
備 考							

- (注意) 1 「世帯構成員」欄は、本人を含めて全世帯構成員を記載してください。
「階層区分」欄は、記載不要です。
- 2 この世帯調査に、次の証明書を添付してください。
- (1) お勤めの方は、勤務先より「給与所得の源泉徴収票」
 - (2) 自営業の方は、税務署より「納税証明書(その1)」
 - (3) 上記(1)及び(2)の証明書の所得税額が0円の方は、更に区役所の市民税担当課より「市民税・県民税課税証明書」
 - (4) 生活保護を受けている方は、区役所の生活保護担当課より受給の「証明書」
 - (5) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく支援給付を受けている方は、健康福祉局より「本人確認証」

(A4)